

安城市SDGs 公民連携地域課題解決支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

安城市企画政策課

1 業務の概要

- (1) 業務名
安城市SDGs 公民連携地域課題解決支援業務
- (2) 業務場所
安城市桜町地内ほか
- (3) 業務内容
別紙「安城市SDGs 公民連携地域課題解決支援業務仕様書」のとおり
- (4) 事業期間
契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

2 選定方式

公募型プロポーザル方式

3 委託上限額

5,000千円(消費税および地方消費税を含む)

4 スケジュール

- (1) 公告 令和8年4月2日(木)
- (2) 質問受付期限 令和8年4月9日(木)午後5時(必着)
- (3) 質問事項の回答 令和8年4月15日(水)
- (4) 参加表明書及び企画提案書提出期限 令和8年4月28日(火)午後5時(必着)
- (5) プロポーザル審査会 令和8年5月14日(木)
- (6) 審査結果通知 令和8年5月20日(水)
- (7) 優先交渉権者との契約締結 令和8年5月27日(水)

※スケジュールは予定であり、本市の都合により変更する場合があります。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる応募者は、以下のいずれにも該当する者となります。

- (1) 安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加者名簿(物品・その他委託)に掲載されていること。
- (2) 提出書類の提出期限から契約締結日までに、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 破産法、会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

6 業務及び本プロポーザルに関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりです。なお、審査及び評価に関する質問及び回答に対する再質問は、一切受け付けません。

(1) 受付期間

令和8年4月9日（木）午後5時まで（必着）

(2) 受付場所

安城市企画部企画政策課公民連携係

メールアドレス kikaku@city.anjo.lg.jp

(3) 受付方法

ア 質問事項は、質問書（様式6）に記入すること。

イ (2)に記載のメールアドレスあてに電子メールで提出すること。なお、電子メールを送信した旨を電話連絡すること。

ウ 件名は「【提案者名を記入】安城市SDGs公民連携地域課題解決支援業務質問書」とすること。

(4) 回答方法

令和8年4月15日（水）までに、安城市ウェブサイト「望遠郷」にて公表します。

7 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 書類提出方法

実施要領末尾の提出先へ持参または郵送してください。なお、取扱いは以下のとおりです。

ア 持参の場合

持参する旨を実施要領末尾の問合せ先に事前に電話連絡してください。

イ 郵送の場合

書留郵便または配達証明付（提出期限までに必着）に限ります。なお、送付した旨の連絡を実施要領末尾の問合せ先に事前に電話連絡してください。なお、郵送時の事故等により提出期限までに届かない場合、本市はその責を負いません。

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

企画提案書（様式2）の添付書類の内容については、任意様式でA4判10ページ以内（表紙は含めない。）とし、紙面で7部作成してください。添付資料作成の際は、別紙審査要領に記載の「評価基準」に示してある点を明確

に記載してください。

ただし、説明（プレゼン等）のしやすさから提案順序が前後することがある場合は、見出し等で分かるよう表示をしてください。

※採用後は、企画提案書の内容の協議により、改めて見積書を提出していただく場合があります。

ウ 業務実績一覧（様式3）及び様式3に記載の業務実績がわかる書類の写し

エ 業務担当予定者の経歴等（様式4）

※業務実績を証明する資料の添付は必要ありませんが、確認させていただく場合があります。

オ 見積書（任意様式）見積り内容をできる限り詳細に記載すること。

※消費税および地方消費税を含んだ金額とすること。

カ 会社概要（様式5）

（3）提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで（必着）

8 提案者の選定

（1）選定委員会の設置

ア 安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、企画部長を委員長とする選定委員会を設置し、審査を行います。

イ 選定委員会の委員は、行革・政策監、企画政策課長、企画政策課長補佐、企画政策課公民連携係長とし、委員長を含む5名で審査します。

（2）審査結果

ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定します。

イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別に電子メールで通知します。

ウ 審査結果のメール通知後、安城市ウェブサイト「望遠郷」にて結果を公表します。

エ 審査結果についての異議申し立てはできません。

（3）プロポーザル審査会

ア 日時 令和8年5月14日（木）

イ 場所 安城市役所

ウ 説明時間 20分以内とします。質疑応答の時間は説明時間とは別に15分とします。

エ 説明者 説明者は、本業務を実際に行う担当者が行うこととします。担当者に加えて担当以外の者が行うことは差し支えありません。

オ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーションは、提出した企画提案書（様式2）及び添付書類をもとに実施してください。

9 評価基準

- (1) 評価基準は、別紙審査要領に記載の「評価基準」のとおりとします。
- (2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行います。
- (3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を優先交渉者、2番目に多く獲得したものを次点者として選定します。ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を優先交渉者、他方を次点者とします。

10 優先交渉権者決定の取り消し

次の要件のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがある。

- (1) 参加資格があると偽った場合又は参加資格を失った場合
- (2) 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

11 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがあります。

- (1) 企画提案書等に不備、不足があった場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 企画提案書作成のための業務仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (7) 見積金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）が委託上限額を上回った場合
- (8) 参加資格があると偽った場合または参加資格を失った場合

12 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者と本市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。業務仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定します。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき業務仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積金額は委託上限額を超えないものとします。
- (3) 優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果における次順位の優秀提案者と協議を行うこととします。

1 3 その他

- (1) 企画提案書等作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は、参加者負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しないものとします。
- (3) 誤字等を除き、提出後の企画提案書の追加、変更、差替え及び再提出は認めません。
- (4) 著作権の取り扱い
 - ア 決定した事業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属するものとします。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとします。
 - イ 決定されなかった事業者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとします。
- (5) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わないものとします。

1 4 問合せ・提出先

安城市役所企画部企画政策課 公民連携係

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2204 (直通)

FAX 0566-76-1112

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp